

特定建設作業実施届出のしおり

河合町生活環境部環境対策課

1. 概 要

騒音規制法および振動規制法は、建設騒音および振動についてその特殊性にかんがみ、建設工事として行われる作業のうち、著しく騒音および振動を発生する作業を特定建設作業と定め、これに該当する作業については、町長への届出が義務付けられており、発生する騒音および振動について規制基準を定めています。

・規制区域 河合町全域

2. 届 出

(1)期日

当該建設作業の開始日の7日前までに届出を行うこと。ただし、災害その他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行う必要があるときは例外とされているが、届出を行っている状況になったときは、すみやかに届出をすること。

(2)届出書類

騒音・振動の届出の必要なものについて、(ア)～(エ)を1セットとしたものを、それぞれ2部提出すること。

(ア)特定建設作業実施届出書

届出者は、契約者の氏名で届出を行うこと。

(イ)騒音または振動防止の方法

添付の様式に必要事項を記入の上、下欄に現場担当の公害防止責任者の氏名を記入すること。

(ウ)特定建設作業の場所を示した付近見取り図

敷地境界線を赤線で明記し付近の状況が把握できる見取り図を添付すること。

(エ)特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業を明示したもの(工程表)

工期が1ヵ月を超えるものについては、実施届出書提出時に、全体の工事概要がわかる工程表を添付するとともに、その後の期間において1ヵ月ごとに示された工程表のみを月末に翌月分として2部提出のこと。なお、この工程表には、現場責任者の氏名・連絡先を記入すること。

(3)返却

副本を審査後に送付文とともに返却するので、連絡先を告げておくとともに、連絡後すみやかに受け取りに来ること。

3. 規制基準

(1)騒音・振動に係る規制基準

	騒音関係	振動関係
基準値	85デシベル	75デシベル
作業禁止時間帯	19時～翌日7時	
最大作業時間	1日10時間以内	
最大作業日数	連続6日間	
作業禁止日	日曜日及びその他の休日	

○騒音・振動の測定場所は、敷地境界線上とする。

○騒音の大きさの決定

- (ア)騒音計の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (イ)騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (ウ)騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
- (エ)騒音計の指示値が周期的または間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。

○振動の大きさの決定

- (ア)測定器の指示値が変動せず、または変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (イ)測定器の指示値が周期的または間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (ウ)測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個またはこれに準ずる間隔、回数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

(2)適用除外

- (ア)当該特定建設作業が、その作業を開始した日に終わる場合。
- (イ)災害その他非常の事態の発生により、当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合。
- (ウ)人の生命または、身体に対する危険を防止するため、特に当該特定建設作業を行う必要のある場合
- (エ)鉄道または軌道の正常な通行を確保するため、とくに当該特定建設作業を夜間、日曜日、その他の休日に行う必要がある場合。
- (オ)道路法第34条の規定及び道路交通法第77条第3項の規定に基づき、道路占用の許可および道路使用の許可に当該特定建設作業を夜間、日曜日、その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合。

(カ)道路法第35条の規定および道路交通法第80条第1項の規定に基づく協議において、当該特定建設作業を夜間、日曜日、その他の休日に行うべきとされた場合。

(3)罰則

(ア)特定建設作業の実施届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合
3万円(10万円)以下の罰金

(イ)騒音(振動)の防止の方法の改善または特定建設作業の作業時間の変更命令に違反した場合
5万円(30万円)以下の罰金

(ウ)町長の行う報告の徴収にも応じず、また虚偽の報告をしたり町職員の立入検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した場合
3万円(10万円)以下の罰金

(エ)両罰規定
以上について代表者、代理人または従業員が違反行為をしたときは、行為者の他に法人または事業主にも罰金が科される。

(オ)災害その他非常事態の発生により、特定建設作業を緊急に行った場合の事後届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合
1万円(3万円)以下の罰金

※罰金・過料については()外は騒音規制法による場合。()内は振動規制法による場合。

特定建設作業届出一覧表

	作 業 名	騒音	振動	備考
くい 機	くい打機を使用する作業	○	○	騒音;もんけんを除く。 アースオーガーと併用する作業を除く 振動;もんけん及び圧入式くい打機を除く
	くい抜機を使用する作業	○	○	振動;油圧式くい抜機を除く
	くい打くい抜機を使用する作業	○	○	騒音;圧入式くい打くい抜機を除く アースオーガーと併用する作業を除く 振動;圧入式くい打くい抜機を除く
	びょう打機を使用する作業	○		
ざ 機	手持ち式ブレーカーを使用する作業	○		作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る
	アイオン等を使用する作業	○	○	手持ちのものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
	空気圧縮機を使用する作業	○		電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kw 以上のものに限る。 <u>さく岩機の動力として使用する作業を除く</u>
	コンクリートプラントを設けて行う作業	○		混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る モルタルを製造するための作業を除く
	アスファルトプラントを設けて行う作業	○		混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る
	バックホウを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80kw 以上のものに限る
	トラクターショベルを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70kw 以上のものに限る
	ブルドーザーを使用する作業	○		一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40kw 以上のものに限る
	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		○	
	舗装版破碎機を使用する作業		○	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る